

**ご加入ください
平成29年度区民交通傷害保険**

区民交通傷害保険は、区が窓口となり、少額の保険料で加入できる保険です。車両による交通事故でケガをした際には、入院や通院の治療期間・治療実日数に応じて、保険金が支払われます。この内容は概要ですので、保険内容等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。
【保険料(年額)】1000円・1700円・2900円の3コース *各コースの保険料に300円を加えると、自転車(身体障がい者用車いすを含む)の所有・使用・管理において法律上の損害賠償責任を負った場合に補償される「自転車賠償責任プラン」付きとすることが可**【保険期間】**平成29年4月1日午前0時～平成30年3月31日午後12時**【対象】**区内在住在勤の方**【申込場所等】**下表のとおり**【引受保険会社】**損害保険ジャパン日本興亜(株)東京公務開発部営業開発課(新宿区西新宿1-26-1) ☎3349-9666 *問合せは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時**【問合せ】**区民活動推進課区民活動推進担当 ☎5608-6196

区分	申込書の配布・申込場所	申込日
個人・団体	緑出張所(緑3-7-3)	2月16日(木)・17日(金)
	横川出張所(横川5-10-1-111)	2月20日(月)・21日(火)
	東向島出張所(東向島2-38-7)	2月23日(木)・24日(金)
	文花出張所(文花1-32-1-102)	2月27日(月)・28日(火)
	墨田二丁目出張所(墨田2-36-11-2階)	3月2日(木)・3日(金)
団体	区民活動推進課(区役所14階)	3月10日(金)まで
個人	区内の郵便局、金融機関	3月24日(金)まで
	区民活動推進課(区役所14階)	3月31日(金)まで

●加入は1人1コースのみで、保険料は掛け捨てです。
 ●4月以降の中途加入はできません。
 (募集文書承認番号SJNK16-11857・2017年1月23日承認)

**取扱業者を募集します
生ごみ処理機・生ごみ処理容器**

区では、家庭から出る生ごみのリサイクルと減量を目的に、生ごみ処理機・生ごみ処理容器(コンポスト化容器等)をあっせんしています。
 この度、この処理機などを低価格で提供できる事業者を募集します。
 あっせん機種および事業者の資格要件等の詳細は、お問い合わせください。
【申込み】2月10日までに、すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11) ☎3613-2228へ

**加入団体へ申請してください
家内労働者労災保険特別加入促進補助金**

区では、特定の作業に従事する家内労働者に対し、労災保険への特別加入に必要な保険料の一部を補助しています。対象となる家内労働者の特別加入団体には、一括で必要書類を送付していますので、2月17日までに直接、団体へ申請してください。
【対象】区内在住の家内労働者で、労災保険に特別加入している方**【補助率】**保険料の1/10**【問合せ】**生活経済課消費者・勤労福祉係 ☎5608-6185

**ご注意ください
にせ税理士・にせ税理士法人**

税理士資格のない者が税務相談や税務代理をしたり、税務書類を作成したりすることは、法律で禁じられています。
 税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用していますので、いわゆる「にせ税理士」および「にせ税理士法人」に業務を依頼し、不測の損害を被ることがないように、ご注意ください。
【問合せ】▶東京税理士会本所支部 ☎3626-1148 ▶東京税理士会向島支部 ☎3614-8528 ▶税務課税務係 ☎5608-6008

**二十歳の君がつなげる命
「はたちの献血」キャンペーン**

1月・2月は「はたちの献血」キャンペーン月間です。体調を崩す方が多い冬期は、献血者が減少し、必要な血液量の確保が難しい時期です。「はたち」を迎えた新成人の皆さんをはじめ、多くの方の献血へのご理解・ご協力をお願いします。
 なお、献血の日時・会場については問い合わせるか、東京都赤十字血液センターのホームページをご覧ください。
【問合せ】▶東京都赤十字血液センター ☎5272-3523 ▶保健計画課保健計画担当 ☎5608-6189

**改訂しました
すみだ健康マップ**

このたび、区内の医療機関等を掲載した「すみだ健康マップ」を改訂しました。
 転入した方や親子健康手帳(母子健康手帳)の交付を受けた方に差し上げていますが、必要な方には保健計画課(区役所5階)や各出張所で無料配布しています。また、区ホームページでもご覧いただけます。
【問合せ】保健計画課保健計画担当 ☎5608-6189

**アプリで区報を読むことができます
無料アプリ「マチイロ」**

墨田区のお知らせ「すみだ」を、スマートフォン用アプリ「マチイロ」(旧「i広報紙」)でご覧いただけます。こちらの無料アプリをダウンロードして登録すると、発行日にお知らせが届き、いつでもどこでも区報を読むことができます。
 ぜひ、ご利用ください。
【利用方法】「マチイロ」のホームページ☎http://machihiro.town/ から専用アプリをダウンロード *下のコードを読み取ることでダウンロードページに接続可**【費用】**無料 *通信にかかる費用は自己負担**【問合せ】**広報広聴担当 ☎5608-6223



コード



人権コラム ⑤9

人権問題について考えてみましょう

■路上生活者への偏見をなくしましょう

失業や家庭問題など様々な事情により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくされている路上生活者(ホームレス)がいます。路上生活者の中には適切な医療を受けられず、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。こうした路上生活者と地域社会との間にあつれきが生じ、偏見や差別の対象となることも少なくなく、路上生活者への嫌がらせや暴力事件などの人権侵害も発生しています。
 路上生活者の置かれている状況や自立支援の必要性について理解を深め、路上生活者に対する偏見や差別をなくし、社会的に弱い立場にいる人を支えていくことが大切です。

■同和問題の解決のために

同和問題とは、封建時代の身分制度や歴史的・社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、今なお様々な形で現れている重大な人権問題です。現在でも、結婚・就職での差別や、インターネット上での差別的な書き込みが後を絶ちません。
 このような差別をなくすためには、私たち一人ひとりが、まず同和問題を理解し、差別したり、見逃したりすることのないよう考えていくことが大切です。
 平成28年12月9日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、同日施行されました。部落差別のない社会を実現するため国や地方公共団体の責務が明記されています。
【問合せ】人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608-6322

毎月1日は
墨田区防災の日

2月1日の点検項目
必需品
身近なところに
用意して



毎月5日は
すみだ環境の日

2月のエコしぐさ
ウォームシェア
集えばこころも
あたたまる

